

1. 事業説明シート

(区分) **国補**・県単

事業名	畑地帯総合整備事業 (国補)	事業箇所	韮崎市穴山町重久 他	地区名	あなやま 穴山	事業主体	山 梨 県																											
<p>(1) 事業の概要</p> <p>①課題・背景 本地区は、県北西部の釜無川左岸に位置し、ももを基幹作物とする農村地帯である。地区内の新府共選場から出荷するももは「新府のもも」と呼ばれ、県内外から好評を得ている。また、本地区は中央自動車道須玉ICに近く、近隣には新府城跡等の観光資源もあることから、地区を訪れる都市部からの来訪者も多く、季節には桃の花見や朝市等の交流も盛んに行われている。 しかし、地区内は小区画で不整形な農地、未整備の農道や農業用水路などが多く、作業効率の低下や果樹品質の劣化を招くことから農業者の営農意欲の減退に繋がっているのが現状である。 一方、集落内にはももの規模拡大を検討している意欲ある担い手や本地区に参入を希望する生産法人等も増加していることから、本事業で農地集積による新たな果樹産地の形成と併せ、農業生産基盤と生活基盤の整備を一体的に行うことにより、農業集落内の営農と生活環境の向上に繋がり、地域農業の継続と発展が図られるものである。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標 ○農業生産力の向上 ・農業所得の増加額 1,268千円/ha ≥ 703千円/ha ※</p> <p>□副次目標 ○集落間・小規模拠点施設へのアクセス向上 ・対象路線の幅員4m以上道路延長率 100.0% ≥ 79.5% ※</p> <p>○農業用排水能力の向上 ・施設老朽度 (耐用年数30年) - (経過年数49年) -19年 ≤ 0年 ※ ・排水能力向上率 (計画排水能力3.1m³/s) ÷ (現況排水能力2.8m³/s) = 1.1 ≥ 1.0 ※ (※評価基準値)</p> <p>□副次効果 ○遊休農地の解消 ○果樹園景観の保全 ○重要プロジェクトとしての位置づけ (新・やまなし農業施策大綱)</p> <p>③目標達成の方法 区画整理4箇所、用排水路13路線、ため池3箇所、農道6路線、農業集落排水路8路線</p>				<p>④全体計画 (年度別整備内容) (事業費)</p> <table border="1"> <tr><td>平成28年度</td><td>測量、設計</td><td>50百万円</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>区画整理 ため池改修</td><td>200百万円</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>区画整理 ため池改修</td><td>300百万円</td></tr> <tr><td>平成31年度</td><td>区画整理 用排水路 農道 ため池改修</td><td>350百万円</td></tr> <tr><td>平成32年度</td><td>区画整理 用排水路 農道 集落排水路</td><td>350百万円</td></tr> <tr><td>平成33年度</td><td>区画整理 用排水路 農道 集落排水路</td><td>350百万円</td></tr> <tr><td>平成34年度</td><td>用排水路 農道 集落排水路</td><td>200百万円</td></tr> <tr><td>平成35年度</td><td>用排水路 農道 集落排水路</td><td>200百万円</td></tr> <tr><td>平成36年度</td><td>用排水路 農道</td><td>100百万円</td></tr> </table> <p>□既整備内容・期間・事業費 ・該当無し</p> <p>(3) 中・長期計画等の位置付け 新・やまなし農業施策大綱 (H27~H31) 韮崎市第6次長期総合計画 (H21~H30)</p> <p>(4) 事業位置等図 省略</p>				平成28年度	測量、設計	50百万円	平成29年度	区画整理 ため池改修	200百万円	平成30年度	区画整理 ため池改修	300百万円	平成31年度	区画整理 用排水路 農道 ため池改修	350百万円	平成32年度	区画整理 用排水路 農道 集落排水路	350百万円	平成33年度	区画整理 用排水路 農道 集落排水路	350百万円	平成34年度	用排水路 農道 集落排水路	200百万円	平成35年度	用排水路 農道 集落排水路	200百万円	平成36年度	用排水路 農道	100百万円
平成28年度	測量、設計	50百万円																																
平成29年度	区画整理 ため池改修	200百万円																																
平成30年度	区画整理 ため池改修	300百万円																																
平成31年度	区画整理 用排水路 農道 ため池改修	350百万円																																
平成32年度	区画整理 用排水路 農道 集落排水路	350百万円																																
平成33年度	区画整理 用排水路 農道 集落排水路	350百万円																																
平成34年度	用排水路 農道 集落排水路	200百万円																																
平成35年度	用排水路 農道 集落排水路	200百万円																																
平成36年度	用排水路 農道	100百万円																																
<p>(2) 整備内容と整備量</p> <p>①整備内容 区画整理27.1ha、用排水路 3.5km、ため池3箇所、農道1.9km、農業集落排水路2.0km</p> <p>②整備期間 平成28年度~平成36年度</p> <p>③総事業費 約21億円 (国費10.5億円(5/10)、県費5.25億円(2.5/10)、市費等5.25億円(2.5/10))</p>																																		

2. 評価シート

<p>(1) 公共関与の妥当性 (行政が行うべき事業か) (妥当)・妥当でない</p>	<p>(5) 整備手法の有効性 (妥当)・妥当でない</p>
<p>(理由) 本事業は、食料・農業・農村基本法に位置づけられている農業の持続的発展、食料の安定供給、多面的機能の発揮に資するものであり、行政が行うべきものである。</p>	<p>(理由) 農業生産基盤を一体的に整備することで、営農条件が改善されるため、モモの新産地形成には最適な事業であるとともに、主に区画整理を進めることで担い手や企業の参入を促進し、同時に持続的な農地の保全につなげるものである。 また、整備内容は施設の長寿命化やコスト削減を考慮した計画としている。</p>
<p>(2) 事業執行主体の妥当性 (県が行うべきか) (妥当)・妥当でない</p>	<p>□他の整備手法の有無 (有)・(無)</p>
<p>(理由) 本事業は、農業生産基盤を総合的に整備して農作業の効率化や農業経営の安定化を図るものである。 また、「土地改良法施行令」第50条4項により県営事業で申請すべき事業要件にも合致している。このため県が主体となって行うべきである。</p>	<p>(状況) 果樹地帯の農業生産基盤を効率的、一体的に整備するには、本事業の他に適した事業はない。</p>
<p>(3) 経済効率性 (妥当)・妥当でない</p>	<p>(6) 環境負荷への配慮 (妥当)・妥当でない</p>
<p>(理由) ・費用(C)=18.3億円 (内訳) 区画整理7.0億円 農道2.9億円 用排水路3.8億円 ため池2.6億円 集落排水2.0億円 ・便益(B)=23.7億円 (内訳) 作物生産効果11.5億円 品質向上効果0.3億円 営農経費節減効果3.6億円 維持管理費節減△0.3億円 走行経費節減効果3.4億円 災害防止効果5.0億円 果樹地域保全効果0.2億円 ・費用便益比(B/C)=1.29 ・費用便益比(B/C)は国の採択基準1.0を超えている。</p>	<p>(理由) 本事業は畑地帯における基盤整備であり、既存施設の改修を中心とすることで、環境への負荷の軽減を図る。 区画整理や農道工事では、土の切盛量を少なくするなど、現状の地形に応じた計画とする。 なお、工事による生態系、景観等への影響があると判断された場合には、回避、代替、低減などを踏まえた対策を講ずる。</p>
<p>(4) 事業実施・規模の妥当性 (妥当)・妥当でない</p>	<p>(7) 事業計画の熟度 (妥当)・妥当でない</p>
<p>(理由) 地区内の営農条件改善に必要な整備量としている。 □同等施設等(計画を含む)の有無 (有)・(無) (状況) 新設若しくは老朽化した既存施設の改修であり、機能を代替する施設はない。 □必要整備量の根拠 (状況)</p>	<p>(理由) 事業の円滑な推進のためワークショップを開催し、合意形成が得られたものを整備対象とし、事業計画を策定した。 また、事業を進めるうえで地域間の連携や合意形成が重要であることから区内の代表者で構成する「穴山地区事業推進協議会」を立ち上げ、円滑な事業推進を図るなど地元の熟度は高い。</p>
<p>区画整理： 区画の整形、集団化、新産地形成のための担い手への集積等、農作業の省力化を図るためのもので、作業効率が悪い農地を対象とした。</p>	<p>《総合評価》 (妥当)・妥当でない</p>
<p>用排水施設： 農地や農業集落内で老朽化により用水の安定確保や排水能力に支障を来している施設を対象とした。</p>	<p>(理由) 7項目全て妥当と評価されることから、実施が妥当と判断する。</p>
<p>農道： 主に農作物の運搬に必要な幅員が確保されていない農道を対象とした。</p>	
<p>ため池改修： 老朽化により堤体からの漏水の発生や取水施設の破損等、ため池機能が低下している施設を対象とした。</p>	

添付資料シート(1)

畑地帯総合整備事業 穴山地区 一般計画平面図





①土水路のため排水不良が発生している。

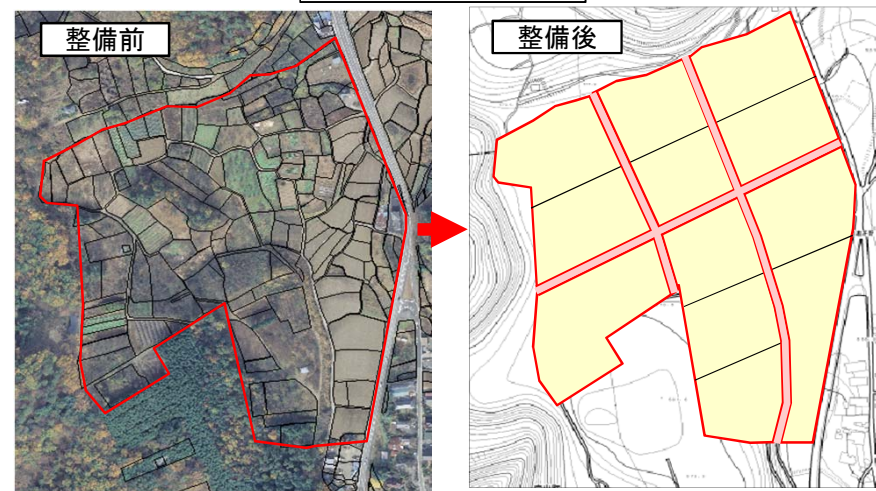


②区画整理エリアは未整備の農道が多く、耕作放棄地化した農地が点在している。



③桃の出荷や直売で賑わう新府共選場

区画整理のイメージ



④不整形で狭小なほ場を集積し、新産地として大区画化する。